

[別紙]

事業所税

# 申告の手引き

非課税及び課税標準の  
特例並びに減免  
適用項目一覧表

令和6年度

和歌山市

# 1. 非課税対象施設一覧表

(令和6年4月1日現在)

- 1 適用の有無欄の○は適用があり、×は適用がないことを表します。  
 2 関係法令等の根拠法は地方税法、関係政令は地方税法施行例、関係省令は地方税法施行規則  
 (注) 法：地方税、 政令：地方税法施行令、 省令：地方税法施行規則の略  
 (例) 701の34③26は地方税法第701条の34第3項第26号の略

整理番号	要件等	適用の有無		関係法令等		
		資産割	従業者割	根拠法	関係政令	関係省令
1	国、非課税独立行政法人及び非課税地方独立行政法人並びに法人税法第2条第5号(別表第一)に規定する公共法人	○	○	701の34①		
2	法人税法第2条第6号(別表第二)に規定する公益法人等又は人格のない社団等が行う収益事業以外の事業	○	○	"34②		
3	博物館、図書館、幼稚園	○	○	"34③3	56の24	
4	県知事が入浴料金を定める公衆浴場	○	○	"34③4	56の25	
5	と畜場	○	○	"34③5		
6	死亡獣畜取扱場	○	○	"34③6		
7	水道法に規定する水道施設	○	○	"34③7		
8	一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設	○	○	"34③8		
9	医療法等に規定する病院及び診療所、介護保険法に規定する介護老人保健施設で医療法人が開設するもの並びに医療関係者の養成所、介護保険法に規定する介護医療院で医療法人が開設するもの	○	○	"34③9	56の26	
10	生活保護法第38条第1項に規定する保護施設 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の用に供する施設 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設 上記の施設のほか、社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設 介護保険法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業の用に供する施設 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設	○	○	"34③10	56の26の2	
				"34③10の2		
				"34③10の3	56の26の3	
				"34③10の4		
				"34③10の5	56の26の4	
				"34③10の6		
				"34③10の7	56の26の5	
				"34③10の8		
"34③10の9						
11	農業、林業、漁業を営む者が直接生産の用に供する施設	○	○	"34③11	56の27	24の3
12	農業協同組合、水産業協同組合、森林組合等が農林水産業者の共同利用に供する施設	○	○	"34③12	56の28	24の4

整理番号	要件等	適用の有無		関係法令等		
		資産割	従業者割	根拠法	関係政令	関係省令
13	卸売市場及びその機能を補完する施設 (注1)	○	○	「34③14	56の29	24の5
14	電気事業法に規定する一般電気事業又は卸電気事業の用に供する電気工作物等の施設	○	○	「34③16	56の32	
15	ガス事業法に規定する一般ガス事業又は簡易ガス事業の用に供するガス工作物等の施設	○	○	「34③17	56の33	
16	独立行政法人中小企業基盤整備機構法の規定により、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から資金の貸付けを受けて設置する施設	○	○	「34③18	56の34	
17	イ 総合特別区域法第2条第2項第5号イに規定する事業（国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に資するもの）を行う中小企業者が市町村から資金の貸付けを受けて設置する施設で一定のもの	○	○	「34③19イ	56の35	24の5の2
	ロ 総合特別区域法第2条第2項第5号ロに規定する事業（地域活性化総合特別区域における地域の活性化に資するもの）を行う中小企業者が市町村から資金の貸付けを受けて設置する施設で一定のもの	○	○	「34③19ロ	56の35	24の5の2
18	鉄道事業法に規定する鉄道事業者又は軌道法に規定する軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設で事務所以外のもの	○	○	「34③20	56の36	
19	道路運送法に規定する一般乗合旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法に規定する一般貨物自動車運送事業又は貨物利用運送事業法に規定する貨物利用運送事業で鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの若しくは第2種貨物利用運送事業のうち航空運送事業者の行う貨物の運送に係るものを経営する者がその本来の事業の用に供する施設で事務所以外のもの	○	○	「34③21	56の37	
20	自動車ターミナル法に規定するバスターミナル又はトラックターミナルの用に供する施設で事務所以外のもの	○	○	「34③22	56の38	
21	国際路線就航空機が使用する公共の飛行場に設置される施設で当該国際路線に係るもの	○	○	「34③23	56の39	24の6
22	電気通信事業法に規定する第1種電気通信事業の用に供する施設のうち事務所、研究施設及び研修施設以外のもの	○	○	「34③24	56の40	24の6の2
23	民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○	「34③25	56の40の2	24の6の3
24	日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第4条第1項第1号及び第6号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○	「34③25の2	56の40の3	24の6の4
25	勤労者の利用に供する福利又は厚生のための施設（注2）	○	○	「34③26	56の41	24の7

整理番号	要件等	適用の有無		関係法令等		
		資産割	従業者割	根拠法	関係政令	関係省令
26	一般公共の用に供する路外駐車場（注3）	○	○	「34③27	56の42	24の8
27	都市計画に定められた原動機付自転車又は自転車のための駐車場	○	○	「34③28		
28	高速道路株式会社法による東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)が高速道路の新設、改良、維持、修繕その他の管理等の用に供する施設のうち事務所以外の施設	○	○	「34③29	56の42の2	
29	特定防火対象物に設置される消防用設備等、特殊消防用設備等及び防災に関する施設等（注4）	○	×	「34④	56の43	24の9
30	港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち労働者詰所及び現場事務所に勤務する作業員等に係る従業者給与総額	×	○	「34⑤	56の46	24の10

（注1） 卸売市場の機能を補完する施設とは次のものをいいます。

- （1） 株式会社日本政策金融公庫法に規定する付設集団売場及び同法に規定する卸売又は仲卸しの業務に必要な倉庫、冷蔵庫、処理加工施設、配送センター及び計算センター

（注2） 整理番号25（福利厚生施設）

- （1） 福利厚生施設には、一般的に次のようなものが該当します。（専らこれらの用に供する施設に限る。）
- ◎ 保養所、寮、クラブ、体育館、従業員食堂、診療室、保育施設、娯楽室等
  - （2） 次のような施設は、事業所税において非課税とされる福利厚生施設には該当しません。  
 ◎ トイレ、湯沸場、廊下等に置かれた自動販売機、駐車場等の通勤施設、業務上更衣を必要とする事業場の更衣室、現場作業員等の浴場、業務上必要とされる仮眠室、研修所、事業に関する専門知識向上のための図書室等

（注3） 整理番号26（路外駐車場）

- （1） 路外駐車場とは、道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって、一般公共の用に供されるものをいい、時間貸しの対象となっている部分等が該当します。  
 事業所税が非課税とされる路外駐車場の範囲は次のとおりです。
- ア 都市計画駐車場
  - イ 届出駐車場
  - ウ 不特定多数の者が利用する公共施設等から一定の距離の範囲内において、一般公共の用に供されていると市長が認めたもの
- （2） 月極貸しのための駐車場は非課税とされる路外駐車場に該当しません。
- （3） 非課税とされる施設には、駐車のために供する部分のほか、車路、料金徴収所、ターンテーブル等が含まれます。

（注4） 整理番号29（消防設備等・防災に関する設備等）

防火対象物で次の表1に掲げるもの（以下「特定防火対象物」といいます。）に設置される消防用設備等及び防災に関する施設又は設備で、表2に掲げるものが非課税となります。  
 なお、表2に掲げる消防用設備等又は防災に関する施設若しくは設備であっても、特定防火対象物に該当しない建物に設置されたものについては、非課税の適用はありません。

【表1】 特定防火対象物一覧表

区分		防火対象物の用途等
1	(1) イ ロ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場 公会堂又は集会場
2	(2) イ ロ ハ ニ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの 遊技場又はダンスホール 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(ニ並びに1(1)イ、4、5(5)イ及び7に掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するもので一定のもの カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
3	(3) イ ロ	待合、料理店その他これらに類するもの 飲食店
4	(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
5	(5) イ	旅館、ホテル又は宿泊所その他これらに類するもの
6	(6) イ ロ ハ ニ	病院、診療所又は助産所 (1)老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム(非難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)、有料老人ホーム(非難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)、介護老人保健施設、老人福祉法第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(非難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。)、同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2)救護施設 (3)乳児院 (4)障害児入所施設 (5)障害者支援施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。)又は短期入所若しくは共同生活援助を行う施設(非難が困難な障害者を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。) (1)老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(ロ(1)に掲げるものを除く。)、その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2)更生施設 (3)助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業又は同条第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (4)児童発達支援センター、児童心理治療施設又は児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援センターを除く。) (5)身体障害者福祉センター、障害者支援施設(ロ(5)に掲げるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。) 幼稚園又は特別支援学校
7	(9) イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
8	(16) イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が1から4まで、5(5)イ、6又は7に掲げる防火対象物の用途に供されているもの
9	(16の2)	地下街
10	(16の3)	建築物の地階(9に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの(1から4まで、5(5)イ、6又は7までに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)(準地下街)

(注) 本表は、消防法施行令別表第1からの抜粋です。

【表2】 特定防火対象物一覧表

非課税が適用されるのは、これらの設備等が【表1】の特定防火対象物に設置された場合に限りません。

・消防用設備等

非課税の対象となる床面積	非課税割合		具体的取り扱い
	全部	2分の1	
<p>1 次の設備に係る水槽の設置部分</p> <p>屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消防用防火水槽</p>	○		<p>(1) 消防用設備等の水源としての技術上の基準に適合している水槽で、一般給水用の水源として兼用されている水槽に係る事業所床面積は非課税となります。</p> <p>(2) 消防用設備等の水源と一般給水用の水源を兼用する水槽を地下に埋設し、その蓋に当る床面に消防用設備等のポンプと一般給水用のポンプとが設置されているポンプ室の消防用設備等に係る非課税面積は、それぞれのポンプの規模(占有床面積等)に応じ、該当ポンプ室に係る事業所床面積を按分し計算します。なお、規模により難しい場合は、ポンプの台数により按分して差支えありません。</p>
<p>2 次の設備のポンプが設置されているポンプ室</p> <p>屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備</p>	○		<p>消防用設備等のポンプと一般給水用のポンプが併設されているポンプ室、消防用設備等に係る非常電源設備と一般照明用等の電源設備とが併設されている電源室、消防用設備等の機器(排煙設備の排煙機等)と一般業務用の機器とが併設されている機械室等のように、消防用設備等と一般業務用の設備とが、その設置場所を共用している場合には、それぞれの設備の規模(占用床面積等)に応じ、当該設備場所に係る事業所床面積を按分します。なお、規模により難しい場合は、ポンプの台数により按分して差支えありません。</p>
<p>3 次の設備の非常電源室又は予備電源室(発電室、蓄電室又は発電室)</p> <p>屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、非常警報設備、誘導灯、排煙設備、非常コンセント設備、無線通信補助設備、非常用照明装置、非常用エレベーター</p>	○		<p>(1) 消防用設備等の非常電源と他の電源との共用の受電設備、変電設備、その他の機器及び配線が外箱に収納されている非常電源専用受電設備に係る事業所床面積については非課税となります。</p> <p>(2) 一般照明用等の電源設備が併設されている場合については、上記2を参照してください。</p>
<p>4 次の設備に係るパイプスペース又は電気配線シャフトの部分(バルブ類(スプリンクラー設備の制御弁等)の格納部分を含むものとし、床を占有する部分に限ります。)</p> <p>屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、非常警報設備、誘導灯、排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常コンセント設備、無線通信補助設備、非常用照明装置、非常用エレベーター</p>	○		<p>パイプスペース又は配線シャフトとして区画された部分で、消防用設備等の配管又は配線と一般給水又は照明等の配管又は配線とを併せて格納するものに係る事業所床面積は非課税となります。</p>

非課税の対象となる床面積	非課税割合		具体的取り扱い
	全部	2分の1	
5 総合操作盤その他消防用設備等の操作機器(火災報知設備の受信機等を含みます。)の設置部分(床を占有する部分に限ります。)	○		(1)消防用設備等の監視、操作等と空調、保温等の監視、操作等を併せ行う総合操作盤に係る事業所床面積は非課税になります。 (2)壁等に埋め込まれ、又は取り付けられている消防用設備等は、床を占有する面積がないので非課税にはなりません。 (3)消防用設備等の操作機器の操作面積については*を参照してください。
6 次の設備に係る消火薬剤の貯蔵槽又は消火剤の貯蔵容器等の貯蔵庫等 泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備	○		
7 動力消防ポンプ設備の格納庫	○		
8 消火栓箱、泡消火設備の放射用器具の格納箱、連結送水管の放水用器具の格納箱、又は簡易消火用具の設置部分(床を占有する部分に限ります。)	○		(1)壁等に取付けられている場合の取扱いについては、5(2)を参照してください。 (2)移動性消防用具については、その設置箇所に消防法施行規則第9条第4号に基づく標識が設けられ、かつ、当該設置箇所に常置されている場所に限り、その占用床面積が非課税とされます。 (3)操作面積の取扱いについては*を参照してください。
9 避難器具の設置部分(床を占有する部分に限ります。)	○		(1)壁等に取付けられている場合の取扱いについては、5(2)を参照してください。 (2)操作面積の取扱いについては*を参照してください。
10 排煙設備のダクトスペース(風道(床を占有する部分に限ります。))及び排煙機の設置部分	○		(1)消防用の排煙と暖房用等の排煙を併せて行う排煙設備の風道等に係る事業所床面積は非課税になります。 (2)一般業務用の機器が併設されている場合の取扱いについては2を参照してください。

・防災用設備等

非課税の対象となる床面積	非課税割合		具体的取り扱い
	全部	2分の1	
1 階段 (建築基準法第35条に規定するもの)			(1)特別避難階段は、附室の設置がその構造上の要件であるので、この附室も非課税となります。
(1)特別避難階段の階段室及び附室	○		(2)特別避難階段は設置すべき建築物に準ずる建築物につき、特定行政庁が避難階段に附室の設置を命じた場合であって、その2分の1の面積に対応する部分が非課税となります。
(2)避難階段の階段室	○		(4)防火区画されている階段等の部分からのみ人が出入りすることができる公衆便所、公衆電話所等で、当該部分が階段等の部分と一体となって防火区画されている場合は、2分の1非課税となります。
(3)(1)又は(2)以外の直通階段で避難階へ通ずるものの階段室(傾斜路を含む。)		○	
(4)(1)～(3)以外の階段室 (防火区画されているものに限る。)		○	
2 廊下 (建築基準法第35条に規定するもの)		○	建築基準法施行令第119条の規定により、廊下の幅が、両側に居室がある場合には1.6m以上、その他の場合には1.2m以上のものが非課税となります。

非課税の対象となる床面積	非課税割合		具体的取り扱い
	全部	2分の1	
3 避難階における屋外への出入口 (建築基準法第35条に規定するもの)		○	屋外への出入口に扉、柱等で区画されている部分(風除室等)がある場合、当該区画された部分が2分の1非課税になります。特に区画がない場合は非課税の対象となりません。
4 非常用出入口のバルコニーの部分 (建築基準法第35条に規定するもの)	○		
5 中央管理室 (建築基準法施行令第20条の2第2号に規定するもの) (火災報知設備発信機等、消防用設備等の操作機器の設置部分を除く。)		○	消防用設備等の監視、操作等に係る総合操作盤等が中央管理室に設置されている場合、当該総合操作盤等の設置部分(占有床面積)については、前記5により全部非課税とされていますので、中央管理室(排煙設備の制御等、非常用エレベーターの作動等に係る設備が設置されているものに限る。)の残りの部分が2分の1非課税になります。
6 昇降機等			
(1)非常用エレベーターの昇降路、乗降ロビー及び機械室	○		
(2)(1)以外のエレベーター、エスカレーター等の昇降路で防火区画されているもの		○	(2)及び(3)は、建築基準法施行令第112条第9項の規定により防火区画された堅穴区画の部分が該当します。
(3)防火区画された吹き抜け部分等(床面積の存する部分に限る。)		○	ダクトスペースその他の堅穴区画(防火区画されたもの)
7 和歌山市火災予防条例の規定により設置する避難通路			次の避難通路に限ります。
スプリンクラー設備(消防法施行令第12条に定められた技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されたものに限る。)の有効範囲内に設置するもの	○		(1) 劇場等の避難通路は、客席内に設けられたものをいいます。 (2) 飲食店等の避難通路は、階における客席の床面積が150㎡以上の場合に、その客席内に設けられたものをいいます。
上記以外のもの		○	(3) 百貨店等の避難通路は、階における売場又は展示場の床面積が150㎡以上の場合に、その売場又は展示場に設けられた主要避難通路及び床面積が600㎡以上の場合に設けられた補助避難通路をいいます。
8 和歌山市火災予防条例の規定により設置する防災施設 喫煙所		○	非課税の適用となる喫煙所は和歌山市火災予防条例第24条第3項第2号の規定により設置されたもので、かつ和歌山市火災予防規則第8条第1項の規定により喫煙等消防署長に喫煙の承認申請書を提出し、同条2項による承認をうけたものです。デパートの売場内の接客カウンター等に灰皿が置かれている場合等は非課税に該当しません。
9 行政命令に基づき設置する防災に関する施設又は設備		○	

\* 天井、壁等に取り付けられている設備等は、床面積を占有するものではないので、原則として非課税となりませんが、消防署長等の命令により、設備の操作面積の確保及び範囲が明確にされ、かつ、有効に確保されている場合は、当該操作面積の2分の1が非課税となります。



## 2. 課税標準の特例対象施設一覧表

(令和6年4月1日現在)

1 適用の有無欄の○は適用があり、×は適用がないことを表します。

2 関係法令等の根拠法は地方税法、関係政令は地方税法施行令、関係省令は地方税法施行規則

(注) 法：地方税、 政令：地方税法施行令、 省令：地方税法施行規則の略

(例) 701の41①9は地方税法第701条の41第1項第9号の略

整理番号	課税標準の特例対象施設等	控除割合		関係法令等		
		資産割	従業者割	根拠法	関係政令	関係省令
1	法人税法第2条第7号の協同組合等がその本来の事業の用に供する施設	1/2	1/2	701の41①1		
2	専修学校又は各種学校等(学校法人又は私立学校法人が設置するものを除く。)が直接教育の用に供する施設	1/2	1/2	"41①2		
3	事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設で一定のもの(4のものを除きます。)(注1)	3/4	×	"41①3	56の53	24の11
4	産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設で一定の事業の用に供する施設で事務所以外のもの(注2)	3/4	1/2	"41①4	56の53の2	24の11の2
5	家畜取引法に規定する家畜市場	3/4	×	"41①5		
6	国等の補助等を受けて設置される消費地食肉冷蔵施設	3/4	×	"41①6	56の54	24の12
7	みそ、しょうゆ、食用酢、酒類の製造業者が直接製造の用に供する施設のうち包装、びん詰、たる詰等の作業のための施設以外のもの	3/4	×	"41①7	56の56	
8	木材取引の開設市場で売場を設けて定期に又は継続して開場され、かつ、売買がせり売、入札の方法により行われるもの及び木材の加工、販売を業とする者がその事業の用に供する木材保管施設	3/4	×	"41①8	56の57	24の14
9	旅館業法に規定する旅館・ホテル営業(風俗関連営業の届出を要するものを除きます。)の用に供する施設のうち客室、食堂、広間、ロビー、浴室、厨房、機械室等の施設で宿泊に係るもの(10のものを除きます。)(注3)	1/2	×	"41①9	56の60	24の19
10	港湾施設のうち港務通信施設、旅客施設(旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所)及び船舶役務用施設	1/2	1/2	"41①10	56の61	24の19
11	港湾施設のうち上屋及び倉庫業者がその本来の事業に供する倉庫	3/4	1/2	"41①11	56の62	
12	外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばき施設(11のものを除きます。)	1/2	×	"41①12		
13	港湾運送事業のうち一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋(11のものを除きます。)	1/2	×	"41①13		
14	倉庫業者がその本来の事業に供する倉庫(11を除きます。)(注4)	3/4	×	"41①14		

整理番号	課税標準の特例対象施設等	控除割合		関係法令等		
		資産割	従業者割	根拠法	関係政令	関係省令
15	タクシー事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち事務所以外のもの	1 / 2	1 / 2	" 4 1 ① 1 5	5 6 の 6 3	
16	公共の飛行場に設置される施設のうち格納庫、運行管理施設、航空機の整備施設等	1 / 2	1 / 2	" 4 1 ① 1 6	5 6 の 6 4	2 4 の 2 0
17	民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第9項に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの	1 / 2	1 / 2	" 4 1 ① 1 9	5 6 の 6 6	2 4 の 2 1
18	心身障害者を多数雇用する一定の事務所等で障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金及び雇用保険法施行規則第118条の3第1項の助成金の支給に係る施設（注5）	1 / 2	×	" 4 1 ②	5 6 の 6 8	

期限付き課税標準の特例措置

整理番号	課税標準の特例対象施設等	控除割合		関係法令等		
		資産割	従業者割	根拠法	関係政令	関係省令
19	沖縄振興特別措置法に規定する特定民間観光施設のうち令和7年3月31日までに新設された施設 (法人) 当該事業所等の新設の日から5年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで (個人) 当該事業所等の新設の日から5年を経過する日の属する年分まで	1 / 2	×	附則 3 3 ①	附則 1 6 の 2 の 8 ①	
20	沖縄振興特別措置法に規定する情報通信産業振興計画において定められた情報通信産業地域に設置される情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する施設のうち令和7年3月31日までに新設された施設 (法人) 当該事業所等の新設の日から5年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで (個人) 当該事業所等の新設の日から5年を経過する日の属する年分まで	1 / 2	×	附則 3 3 ②	附則 1 6 の 2 の 8 ②	
21	沖縄振興特別措置法に規定する産業高度化事業の用に供する施設のうち令和7年3月31日までに新設された施設 (法人) 当該事業所等の新設の日から5年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで (個人) 当該事業所等の新設の日から5年を経過する日の属する年分まで	1 / 2	×	附則 3 3 ③	附則 1 6 の 2 の 8 ③	
22	沖縄振興特別措置法に規定する国際物流拠点産業の用に供する施設に係る事業所等のうち令和7年3月31日までに新設された施設 (法人) 当該事業所等の新設の日から5年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで (個人) 当該事業所等の新設の日から5年を経過する日の属する年分まで	1 / 2	×	附則 3 3 ④	附則 1 6 の 2 の 8 ③	
23	特定農産加工業経営改善臨時措置法の規定による承認を受けた特定農産加工業者又は特定事業協同組合が承認計画に従って実施する経営改善措置に係る事業の用に供する施設で一定のもの（注6） (法人) 令和8年3月31日までに終了する事業年度分 (個人) 令和7年分まで	1 / 4	×	附則 3 3 ⑤	附則 1 6 の 2 の 8 ⑤	附則 1 2 の 3 の 3

整理番号	課税標準の特例対象施設等	控除割合		関係法令等		
		資産割	従業者割	根拠法	関係政令	関係省令
24	平成29年4月1日から令和7年3月31日までの期間に子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち企業主導型保育事業の運営費に係る補助を政府より受けたものが行う認可外の事業所内保育施設（注7）	3 / 4	3 / 4	附則33⑥		附則12の3④

（注1） 整理番号3（事業活動に伴う公害防止施設等）

次に掲げる施設（専ら当該施設の用に供する事業所用家屋内に設置されるものに限る。）が該当します。〔令56の53〕

1	水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又は同条第3項に規定する指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の污水又は廃液の処理施設及び下水道法第12条第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設で一定のもの
2	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設及び同条第9項に規定する一般粉じん発生施設又は同条第10項に規定する特定粉じん発生施設から発生する粉じんの処理施設で一定のもの
3	大気汚染防止法附則第9項に規定する指定物質排出施設から排出され、又は飛散する同項に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設で一定のもの
4	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設で一定のもの
5	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定する廃油処理施設
6	ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設から発生し、又は排出されるダイオキシン類（同条第1項に規定するダイオキシン類をいう。）の処理施設で一定のもの

（注2） 整理番号4（産業廃棄物等の処分施設等）

次に掲げる施設で事務所以外の施設が該当します。

1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項若しくは第4項若しくは第14条の4第1項若しくは第4項の規定による許可又は同法第15条の4の2第1項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業に供する施設
2	広域臨海環境整備センター法第19条に規定する業務として行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業に供する施設
3	浄化槽法第35条第1項の規定による許可を受けて行う浄化槽の清掃の事業に供する施設
4	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第20条第1項の規定による許可を受けて行う廃油処理事業に供する施設
5	特定事業者又は容器包装に係る分別収集及び再資源化の促進等に関する法律第21条第1項の規定により指定された法人から委託を受けて再商品化を業として行う者が行う再商品化の事業及び指定法人が行う再商品化の事業の用に供する施設で一定のもの
6	食品関連事業者から委託を受けて再生利用を業として行う者が行う再生利用の事業の用に供する施設で一定のもの

(注3) 整理番号9 (ホテル・旅館)

- (1) 客室、食堂(専ら宿泊客の利用に供する施設に限る)、広間(主として宿泊客以外の者の利用に供する施設を除く)、ロビー、浴室、厨房、機械室、玄関、玄関帳場、フロント、クローク、配膳室、サービスステーション、便所、階段、昇降機、リネン室及びランドリー室等は課税標準の特例対象施設となります。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に掲げる営業の用する施設は当特例対象からは除かれます。

(注4) 整理番号14 (営業用倉庫)

課税標準の特例の対象となる営業用倉庫は、倉庫業者が国土交通大臣の行う登録を受けたもので、その本来の事業の用に供する倉庫をいいます。

(注5) 整理番号18 (心身障害者を多数雇用する事業所等)

対象となる事業所等は、次図において(1)及び(2)の要件をいずれも満たす事業所等です。

雇用形態 被雇用者		常時雇用する労働者	
		短時間労働者以外	短時間労働者
<b>心身障害者</b>	身体障害者	①	⑦
	※重度身体障害者	②	⑧
	※重度知的障害者	③	⑨
	知的障害者	④	⑩
	精神障害者	⑤	⑪
心身障害者以外の者		⑥	⑫

} 重度心身障害者

(1) 10人以上の判定

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} + \textcircled{5} + \textcircled{8} + \textcircled{9} + \left\{ (\textcircled{7} + \textcircled{10} + \textcircled{11}) \times \frac{1}{2} \right\} \geq 10 \text{人}$$

(2) 2分の1以上の判定

$$\frac{\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} + \textcircled{5} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{8} + \textcircled{9} + \left\{ (\textcircled{7} + \textcircled{10} + \textcircled{11}) \times \frac{1}{2} \right\}}{\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} + \textcircled{5} + \textcircled{6} + \left\{ (\textcircled{7} + \textcircled{8} + \textcircled{9} + \textcircled{10} + \textcircled{11} + \textcircled{12}) \times \frac{1}{2} \right\}} \geq \frac{1}{2}$$

(注6) 整理番号23 (特定農産加工業経営改善臨時措置法)

(1) 特定農産加工業種 (14業種)

かんきつ果汁、非かんきつ果汁、パインアップル缶詰、こんにゃく粉、トマト加工品、甘しょでん粉、馬鈴しょでん粉、米加工品、麦加工品 (パスタを含む)、乳製品、牛肉調整品、豚肉調製品、菓子 (チョコレート、キャンデー及びビスケットに限る)、砂糖。

(注7) 整理番号24 (企業主導型保育事業)

(1) 事業所内保育事業のうち、児童福祉法第34条の15第2項の認可を受けたものについては、非課税の対象となります。(p3:整理番号10)

### 3. 減免対象施設一覧表

- 1 減免割合等の欄の各々の数字等は減免額や減免割合を示すものですが、×は適用がないことを表します。
- 2 根拠法令欄の「条規」とは和歌山市税条例施行規則の略であり、条文等は算用数字で表し、項は○内に表示、続く数字は号数を表しています。  
(例) 条規45の2①1は和歌山市税条例施行規則第45条の2第1項第1号の略
- 3 減免に該当するかどうかの判定は課税標準の算定期間の末日の現況によるものとします。

整理番号	減免対象施設等	減免割合等		根拠法令
		資産割	従業者割	
1	道路交通法第99条の規定による指定自動車教習所	1 / 2	1 / 2	条規45の2①1
2	道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第1項に規定する一般旅客自動車運送事業者で同法第3条第1号ロに掲げる事業を行う者がその本来の事業の用に供する施設（当該者がその本来の事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）又は同法第124条に規定する専修学校がその生徒、児童又は園児のために行う旅行の用に供した場合に限る。）	資産割及び従業者割の一定割合（一定割合とは、当該旅行に係るバスの走行キロメートル数の合計数を当該者の本来の事業に係るバスの総走行キロメートル数の合計数で除したものの2分の1）〈注1〉		"45の2①2
3	酒税法（昭和28年法律第6号）第9条に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	1 / 2	×	"45の2①3
4	法第701条の4第1項の表第11号、第13号、第14号又は第18号に掲げる施設のうち、倉庫業法（昭和31年法律第121号）第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第2条第2項に規定する港湾運送事業のうち同法第3条第1号若しくは第2号に掲げる一般港湾運送事業若しくは港湾荷役事業の用に供する上屋で、市内に有するこれらの施設に係る事業所床面積の合計面積が倉庫又は上屋のそれぞれについて30,000平方メートル未満であるもの	全額	全額	"45の2①4
5	法第701条の4第1項の表第15号に掲げる施設で当該施設に係る事業を行う者が市内に有するタクシーの台数が250台以下であるもの	全額	全額	"45の2①5
6	中小企業総合事業団法（平成11年法律第19号）の規定により廃止された中小企業振興事業団法（昭和42年法律第56号）の施行前において中小企業近代化資金等助成法（昭和31年法律第115号）に基づく貸付けを受けて設置された施設で、法第701条の34第3項第19号に規定する事業に相当する事業を行う者が当該事業の用に供する同号に掲げる施設に相当するもの	全額	全額	"45の2①6
7	農林中央金庫がその本来の事業の用に供する施設	全額	全額	"45の2①7
8	農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合並びにこれらの組合の連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設（法第701条の34第3項第12号に掲げる施設並びに購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設及びこれに類する施設を除く。）	全額	全額	"45の2①8
9	家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が製品又は商品の保管のために要する施設	1 / 2	×	"45の2①9
10	ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行う者の従業者のうち、これらの事業に直接従事する者	×	全額	"45の2①10

整理番号	減免対象施設等	減免割合等		根拠法令
		資産割	従業者割	
11	ねん糸、かさ高加工糸、織物及び綿の製造を行う者（ねん糸、かさ高加工糸の製造を行う者にあつては、専業に限る。）並びに機械染色整理の事業を行う者で、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当するものが、原材料又は製品の保管（織物の製造を行うものにあつては、製造の準備を含む。）の用に供する施設	1 / 2	×	＃45の2①11
12	野菜又は果実（梅に限る。）のつけものの製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち、包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設	3 / 4	×	＃45の2①12
13	藺製品の製造を行う者が原材料又は製品の保管の用に供する施設（藺製品と併せ製造するポリプロピレン製花むしろに係るものを含む。）	1 / 2	×	＃45の2①13

整理番号2 <注1>小数点以下第2位を四捨五入します。

### お問い合わせ

〒640-8511  
和歌山市七番丁23番地  
和歌山市財政局税務部市民税課  
法人諸税班  
電話番号(073)435-1035  
FAX番号(073)435-1377